

## 「発展的な学習を推進するための指導資料」の基本的な考え方

### I 「発展的な学習」の定義と育成したい資質・能力

学習指導要領に示す内容を十分身に付けている児童・生徒に対しては、個に応じた指導の充実を図る観点から、児童・生徒の能力・適性・興味・関心等に応じて、さらに学習を広げたり、深めたり、進めたりすることが求められる。

東京都教育委員会では、発展的な学習について「学習指導要領に示された内容の理解を一層深める学習や、さらに進んだ内容についての学習指導」と定義した。この定義により、発展的な学習を次の2点に分けた。

第1点は、学習指導要領の内容をさらに深めたり、広げたりする学習である。

第2点は、学習指導要領の内容を超える学習である。

また、学習を「習得」・「活用」・「探求」で捉えるならば、発展的な学習は、「活用」・「探求」の学習活動が中心となる。但し、「習得」・「活用」・「探求」は一方向に進むものだけではなく、「探求」から「活用」に進んだり、「活用」から「習得」に進んだりする。

これらの発展的な学習を通して、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力その他の能力をより一層育むとともに、主体的・意欲的に学習に取り組む態度を培っていくことが大切である。

### II 学習指導要領における「発展的な学習」の位置付け・留意点について

東京都教育委員会では、学習指導要領に示す内容を十分身に付けている児童・生徒に対しては、個に応じた指導の充実を図る観点から、児童・生徒の能力・適性・興味・関心等に応じて、さらに学習を広げたり、深めたり、進めたりするための発展的な学習が大切であると考えている。

文部科学省においても、平成14年1月17日、「確かな学力向上のための2002アピール『学びのすすめ』」において、「学習指導要領は最低基準であり、理解の進んでいる子どもは、発展的な学習で力をより伸ばす」と示している。このことを踏まえ、発展的な学習は、平成20年3月に告示された「小学校学習指導要領 総則」の「第2 内容等の取扱いに関する共通的事項」及び「第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」において、「2 学校において特に必要がある場合には、第2章以下に示していない内容を加えて指導することができる」、「(1)各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにすること」と位置付けられている。

また、発展的な学習の留意点として、「小学校学習指導要領 総則」の「第2 内容等の取扱いに関する共通的事項」に示されているように、発展的な学習が、児童にとって負担過重となったりすることのないよう留意する必要がある。そのためには、児童の学力の定着状況を学習の進行具合に即して把握していく必要がある。

### III 「発展的な学習」における評価の基本的な考え方

発展的な学習においても、個性の一層の伸長を図る観点から、子供のよい点を積極的に評価していくことは重要であり、適切に評価することが大切である。具体的には、児童一人一人のよい点や可能性、進歩の状況などの評価（個人内評価）を重視し、学習指導の過程において、適宜、評価の結果を児童に伝えることにより、その後の学習に意欲的に取り組めるようにし、指導要録の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に記入し、その後の指導に生かすことが大切である。

なお、児童の学習状況の評価については、発展的な学習を行ったかどうかにかかわらず、学習指導要領に示す目標に照らして、その実現状況を評価する「目標に準拠した評価」によって行うものである。したがって、発展的な学習に取り組まなければ高い評定（小学校における「3」や中学校における「5」）などを付けないということではないことに留意する必要がある。